附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成三十年八月一日から施行する。

（様式の特例）

第二条　この省令による改正前の別紙様式第二十一号の二の三による限度額適用認定証及び別紙様式別紙様式第二十一号の二の三及び別紙様式第二十一号の三の様式によるものとみなす。

○文部科学省令第二十五号

健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成三十年政令第二百十号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、私立学校教職員共済法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年七月三十日

文部科学大臣　林　芳正

私立学校教職員共済法施行規則の一部を改正する省令

私立学校教職員共済法施行規則（昭和二十八年文部省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（特定疾病給付対象療養の認定） **第四条の九の二**　［略］	（特定疾病給付対象療養の認定） **第四条の九の二**　［同上］
2　前項の申出については、認定を受けようとする者（その者が被扶養者であるときは、その者を扶養する加入者）が施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の五第一項第五号又は第三項第五号若しくは第六号のいずれかに該当するときは、その旨を証する書類を提出しなければならない。	2　前項の申出については、認定を受けようとする者（その者が被扶養者であるときは、その者を扶養する加入者）が施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の五第一項第五号又は第三項第五号若しくは第四号のいずれかに該当するときは、その旨を証する書類を提出しなければならない。
3　［略］	3　［同上］
4　認定を受けた者（その者が被扶養者であるときは、その者を扶養する加入者）は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、遅滞なく、実施機関を経て、その旨を事業団に申し出なければならない。この場合において、第二号に該当するに至つたことによる申出については、第二項の規定を準用する。	4　認定を受けた者（その者が被扶養者であるときは、その者を扶養する加入者）は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、遅滞なく、実施機関を経て、その旨を事業団に申し出なければならない。この場合において、第二号に該当するに至つたことによる申出については、第二項の規定を準用する。
一　施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の五第一項第五号又は第三項第五号若しくは第六号のいずれかに該当していた者が、当該いずれかに該当しないこととなつたとき。	一　施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の五第一項第五号又は第三項第三号若しくは第四号のいずれかに該当していた者が、当該いずれかに該当しないこととなつたとき。
二　施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の五第一項第五号又は第三項第五号若しくは第六号のいずれかに該当することとなつたとき。	二　施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の五第一項第五号又は第三項第三号若しくは第四号のいずれかに該当することとなつたとき。
三　［略］	三　［同上］
5・6　［略］	5・6　［同上］
7　認定を受けた者（施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の五第三項第一号から第四号までに掲げる者及び第四条の十一の二第一項又は第四条の十三第一項の申請書の提出に基づく事業団の認定を受けた者を除く。）が特定疾病給付対象療養を受けた場合において、同一の月に同一の法第二十五条において準用する組合法第五十五条第一項各号に掲げる医療機関若しくは薬局（以下「保険医療機関等」という。）又は指定訪問看護事業者から療養（食事療養及び生活療養並びに施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の三第一項第一号に規定する加入者又はその被扶養者が同条第八項の規定に該当する場合における同項に規定する療養を除く。第四条の十一の二第五項及び第四条の十三第五項において同じ。）を受けたときの施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の六第一項又は第三項から第五項までの規定の適用については、当該認定を受けた者は、第四条の十一の二第一項又は第四条の十三第一項の申請書の提出に基づく事業団の認定を受けているものとみなす。	7　認定を受けた者（施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の五第三項第一号又は第二号に掲げる者及び第四条の十一の二第一項又は第四条の十三第一項の申請書の提出に基づく事業団の認定を受けた者を除く。）が特定疾病給付対象療養を受けた場合において、同一の月に同一の法第二十五条において準用する組合法第五十五条第一項各号に掲げる医療機関若しくは薬局（以下「保険医療機関等」という。）又は指定訪問看護事業者から療養（食事療養及び生活療養並びに施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の三第一項第一号に規定する加入者又はその被扶養者が同条第八項の規定に該当する場合における同項に規定する療養を除く。第四条の十一の二第五項及び第四条の十三第五項において同じ。）を受けたときの施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の六第一項又は第三項から第五項までの規定の適用については、当該認定を受けた者は、第四条の十一の二第一項又は第四条の十三第一項の申請書の提出に基づく事業団の認定を受けているものとみなす。
（高額療養費に係る療養に要した費用の額等） **第四条の十**　施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の五第一項第一号、第二号若しくは第三号、第二項第一号、第二号若しくは第三号、第三項第二号、第三号若しくは第四号若しくは第四項第二号、第三号若しくは第四号に規定する文部科学省令で定めるところにより算定した療	（高額療養費に係る療養に要した費用の額等） **第四条の十**　施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の五第一項第一号、第二号若しくは第三号、第二項第一号、第二号若しくは第三号、第三項第二号若しくは第四項第二号に規定する文部科学省令で定めるところにより算定した療養に要した費用の額、同条第六項第一号に規定する